

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収の手引き

特別徴収義務者の皆様へ

平素は市民税・県民税・森林環境税（以下、市民税等と記載します。）の特別徴収事務につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、給与所得に係る市民税等の特別徴収（給与からの天引き）につきましては、給与の支払いをする際に所得税を徴収して納付する義務がある者を市民税等の特別徴収義務者とする旨、関係法令にて定められているところであります。よって、貴事業所を「特別徴収義務者」に指定します。

つきましては、この「令和7年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収の手引き」をご覧ください、市民税等の特別徴収に関する手続きにつきまして、ご理解とご協力くださいますようお願いいたします。

なお、市民税等に関する各種届出書等の押印は、不要です。

大分市財務部市民税課 個人市民税特別徴収担当班

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL 097-537-5731(直通) FAX 097-537-7870

目 次

1	市民税等の特別徴収について	1
2	特別徴収事務カレンダー	2～3
3	納入について	
	（1）納入書の取扱いについて	4
	（2）納入場所について	5
4	納期の特例について	6
5	特別徴収事務について	
	（1）退職・転勤等があった場合	7
	（2）住所誤報の場合	7
	（3）中途就職等があった場合	7
	（4）特別徴収義務者の所在地（送付先）・名称等に変更があった場合	8
	（5）退職所得について	8
6	個人番号（マイナンバー）について	9
7	令和7年度市民税・県民税の主な改正点	9
8	外国人従業員の市民税等の納税について	10
9	特別徴収税額通知の受取方法について	11
10	各種書類の記載例	13～19

【各種様式】（必要時にはコピーしてご利用ください。また、大分市のホームページからもダウンロードできます。）

- ・給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- ・普通徴収から特別徴収への変更届出書
- ・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
- ・退職所得に係る通知書

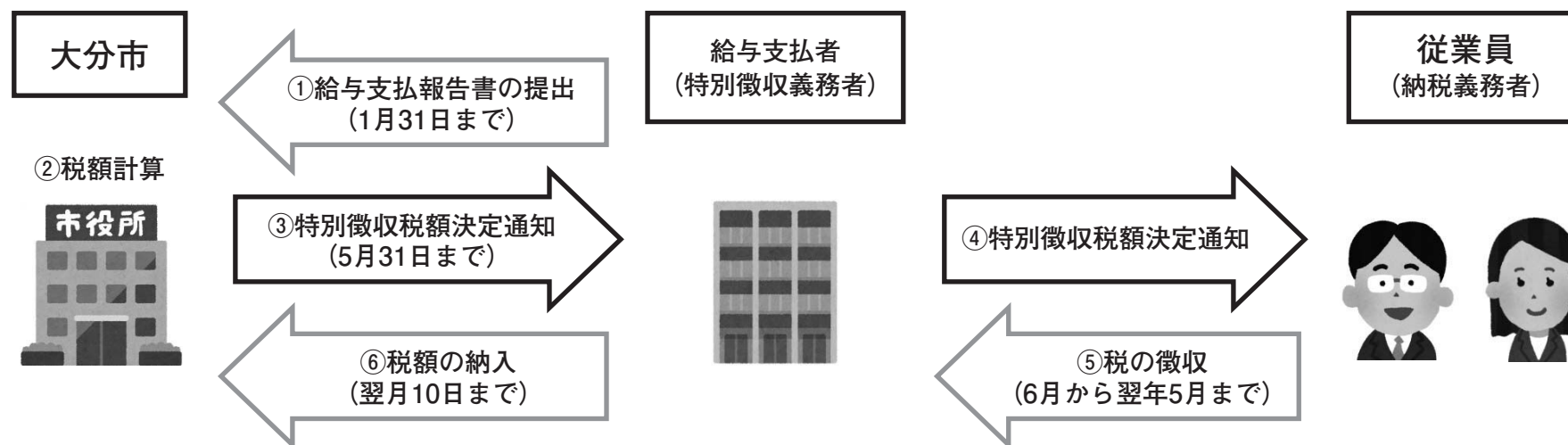
令和6年度より税額通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）の受取方法について、電子を希望された場合、電子データ（正本）による通知の提供をしております。受取方法については下記のとおりです。詳しい内容につきましては、11ページをご覧ください。

	特別徴収義務者用	納税義務者用
(1)	書面	書面
(2)	書面	電子
(3)	電子	書面
(4)	電子	電子

なお、書面での税額通知書（納税義務者用）については、圧着加工をしています。配付の際は、圧着部分を剥がさずにお渡しいただきますようお願いいたします。個人の所得内容等については、ご本人様以外にはお答えしていません。

1 市民税等の特別徴収について

市民税等の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように、給与支払者（特別徴収義務者）が毎月従業員に支払う給与から市民税等を徴収（給与天引き）し、従業員（納税義務者）に代わり納入していただく制度です。



徴収・納入事務は、年度の始まりが6月で、令和7年（2025年）6月から令和8年（2026年）5月までが、「令和7年度（2025年度）」です。各月の特別徴収税額は、該当年度分の特別徴収税額を12分割（6月から翌年5月まで）して算出していますが、年税額が5,500円の場合は、最初の徴収月の給与から全額を徴収することとなります。

「特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に納税義務者の各月の納付額を記載していますので、毎月の給与の支払いの際に徴収し、徴収した月の翌月10日（休日の場合はその翌営業日）までに納入してください。

なお、従業員が常時10人未満の事業所は、申請により年12回の納期限を年2回にすることができます。
詳しくは、4 納期の特例について（6ページ）をご覧ください。

2 特別徴収事務カレンダー

1年間の特別徴収に係る事務について月ごとにまとめましたので、チェック☑をしながらご活用ください。

令和7年 (2025年) 5月	☐ 5月下旬に、令和7年度（2025年度）の特別徴収関係書類一式をお届けします。 受け取られましたら、特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）を、すみやかに従業員の方に配付してください。 ☐ 税額決定通知書に、普通徴収切替理由に該当する方（退職者等）が記載されている場合は、6月2日(月)までに普通徴収切替理由書を提出してください。 ☐ 税額が変更になった場合、5月25日頃に税額変更通知書（書面もしくは電子データ）をお送りいたします。 令和6年度分と令和7年度分の2種類をお送りすることがありますので、年度の確認をお願いします。
6月	☐ 新年度がスタートします。6月支払の給与からは新年度の税額を差し引いてください。 ☐ 6月10日(火)は、令和6年度（2024年度）最後の5月分の納期限です〔令和6年度（2024年度）納期の特例事業所の第2回目の納期限でもあります〕。 ☐ 税額が変更になった場合、6月25日頃に税額変更通知書（書面もしくは電子データ）をお送りいたします。 ☐ 6月30日(月)は、普通徴収第1期の納期限です。納期限までに変更届出書を提出（必着）することで、第1期分から特別徴収へ変更できます。
7月	☐ 6月分の納期限は、7月10日(木)です。 ☐ 7月分以降の税額は6月分とは異なる場合がありますので、ご注意ください。 ☐ 税額が変更になった場合、7月10日頃又は7月25日頃に税額変更通知書（書面もしくは電子データ）をお送りいたします。
8月	☐ 7月分の納期限は、8月12日(火)です。 ☐ 税額が変更になった場合、8月25日頃に税額変更通知書（書面もしくは電子データ）をお送りいたします。 ☐ 9月1日(月)は、普通徴収第2期の納期限です。納期限までに変更届出書を提出（必着）することで、第2期分から特別徴収へ変更できます。
9月	☐ 8月分の納期限は、9月10日(水)です。 ☐ 税額が変更になった場合、9月25日頃に税額変更通知書（書面もしくは電子データ）をお送りいたします。
10月	☐ 9月分の納期限は、10月10日(金)です。 ☐ 税額が変更になった場合、10月25日頃に税額変更通知書（書面もしくは電子データ）をお送りいたします。 ☐ 10月31日(金)は、普通徴収第3期の納期限です。納期限までに変更届出書を提出（必着）することで、第3期分から特別徴収へ変更できます。
11月	☐ 10月分の納期限は、11月10日(月)です。 ☐ 税額が変更になった場合、11月25日頃に税額変更通知書（書面もしくは電子データ）をお送りいたします。 ☐ 11月下旬に、令和8年度分給与支払報告書（総括表）をお送りいたします。大分市報告分はこの総括表をお使いください。なお、今回から前年度の給与支払報告書の提出方法がeLTAX（エルタックス）の事業所へは、紙の総括表は発送いたしません。

12月	☐ 11月分の納期限は、12月10日(水)です〔令和7年度(2025年度)納期の特例事業所の第1回目の納期限でもあります〕。 ☐ 税額が変更になった場合、12月25日頃に税額変更通知書(書面もしくは電子データ)をお送りいたします。
令和8年 (2026年) 1月	☐ 12月分の納期限は、1月13日(火)です。 ☐ 税額が変更になった場合、1月25日頃に税額変更通知書(書面もしくは電子データ)をお送りいたします。 ☐ 1月1日以降に退職される方については残りの税額(5月分まで)をまとめて最後の給与より一括して徴収してください。 ☐ 給与支払報告書(個人別明細書)を作成し、 給与支払報告書(総括表) と合わせて 1月31日まで にご提出ください。 期限直前は混み合いますので、お早めにご提出ください。 ☐ 市民税課では提出された給与支払報告書をもとに次年度の課税作業をいたします。その際、記載上の不備、不明点について問い合わせをすることがありますので、ご協力ください。 ☐ 2月2日(月)は、普通徴収第4期の納期限です。納期限までに変更届出書を提出(必着)することで、第4期分から特別徴収へ変更できます。
2月	☐ 1月分の納期限は、2月10日(火)です。 ☐ 税額が変更になった場合、2月25日頃に税額変更通知書(書面もしくは電子データ)をお送りいたします。 ☐ 確定申告及び市民税・県民税申告の提出期限は3月16日(月)です。お早めに済まされるよう従業員の方におすすめてください。
3月	☐ 2月分の納期限は、3月10日(火)です。 ☐ 税額が変更になった場合、3月25日頃に税額変更通知書(書面もしくは電子データ)をお送りいたします。
4月	☐ 3月分の納期限は、4月10日(金)です。 ☐ 税額が変更になった場合、4月25日頃に税額変更通知書(書面もしくは電子データ)をお送りいたします。
5月	☐ 4月分の納期限は、5月11日(月)です。 ☐ 税額が変更になった場合、5月25日頃に税額変更通知書(書面もしくは電子データ)をお送りいたします。 令和7年度分と令和8年度分の2種類をお送りすることがありますので、年度の確認をお願いします。 ☐ 令和7年度(2025年度)最後の月です。異動届出書は全て提出されているか、納入金額に不足はないかご確認ください。 ※5月分の納期限は、6月10日(水)です〔令和7年度(2025年度)納期の特例事業所の第2回目の納期限でもあります〕。

○従業員が異動(退職、休職、死亡、転勤等)した場合は、異動が生じた翌月10日までに異動届出書をご提出ください。

また、中途就職等により普通徴収から特別徴収に変更したい場合は、変更届出書をご提出ください。

○税額変更通知書が届いた際は、対象者の徴収金額及び納入書の金額を訂正してください。納入書の訂正方法については、4ページをご参照ください。

なお、税額変更通知書は複数回届く場合もありますので、納入書の金額はその都度訂正していただきますようお願いいたします。

○特別徴収税額の過誤納金が発生した場合、電話で問い合わせをすることがありますのでご協力ください。

○徴収済の税額が変更になった場合は、還付金が発生する場合がありますのでご連絡ください。

○毎月10日までに到着した届出の内容で25日頃に税額変更通知書をお送りします。

11日以降に到着した場合は、翌月の25日頃に税額変更通知書をお送りします。

3 納入について

(1) 納入書の取扱いについて

納入書には「領収証書」、「納入書」、「納入済通知書」が綴られています。金額の訂正が必要な場合は、次の記載例を参考に、3種類とも同様に記入してください。

なお、書き損じ等により納入書に不足が生じた場合は、予備の納入書をご利用ください。

※納入金額に変更が生じた場合、「納入金額(1)」の欄に印字されている金額を横線で抹消して、「納入金額(2)」の欄に変更後の金額を記入してください。(訂正印と「¥」は不要です。)

①納入金額を変更する場合(訂正方法)

大分市		個人市民税 個人県民税(特別徴収) 森林環境税		領収証書		(公)	
市区町村コード 4:4:2:0:1:1		口座番号 01960-3-960101		加入者名 大分市役所			
		指定番号		納入金額(1)			
令和7年7月分		80000000		700,000 円			
※納入金額を変更する場合 納入金額(1)の欄に印字されている金額を横線で抹消して、納入金額(2)の欄に変更後の金額を記入してください。(訂正印は不要です。)		給与分 (退職分を含む)		120000			
		退職所得分		136000			
		延滞金					
納期限 令和7年8月12日		徴収手数料					
		(2)合計額		256000			
(特別徴収義務者) 〒870-0046		住所 または 所在地 大分市荷揚町2番31号		領収日			
氏名 または 名称 大分株式会社		様		付印			

上記のとおり領収しました。

(納入者保管)

納入する年月分の納入書を使用してください。

予備の納入書を使用される場合は、年月を記入してご利用ください。

印字されている金額を横線で抹消してください。(訂正印は不要です。)

毎月の給与から徴収した金額を記入してください。(一括徴収分も含みます。)

退職所得に係る市民税・県民税がある場合に記入してください。

この欄に記入された場合は、納入済通知書の裏面の「市民税・県民税 納入申告書」に必要事項を記入したうえで納入するとともに、「退職所得に係る通知書」を提出してください。

納入する合計額を記入してください。

氏名や名称等に変更があっても、指定番号に変更がなければそのままご利用いただけます。名称変更等があり、新しい名称の納入書を使用したい場合は、ご連絡ください。

②退職所得に係る市民税・県民税がある場合(記入方法)

市民税・県民税 納入申告書		(受付印)	
大分市長殿		令和7年8月12日提出	
令和7年7月分 人員 1人			
退職手当等支払金額		14223632円	
特別徴収 税 額	市 民 税	81600	
	県 民 税	54400	
(特別徴収義務者) 〒870-0046			
住所(所在地) 大分市荷揚町2番31号			
氏名(名称) 大分株式会社			
法人番号 111111111111			
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			

退職所得に係る市民税・県民税を特別徴収した人員を記入してください。

人員欄に記入した方に対して支払った退職手当等の支払金額の合計額を記入してください。

退職手当等から特別徴収した市民税・県民税の金額を記入してください。

特別徴収義務者の住所(所在地)、氏名(名称)を記入してください。

特別徴収義務者が個人事業主の場合は、納入申告書には個人番号を記載せずに金融機関へ提出してください。

(2) 納入場所について

(令和7年4月1日現在)

①全国の本店、支店、出張所及び代理店で納められるところ

大分銀行、豊和銀行、伊予銀行、福岡銀行、
肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、
北九州銀行、愛媛銀行
大分信用金庫、大分みらい信用金庫
九州労働金庫、大分県信用組合、
大分県信用農業協同組合連合会
大分県農業協同組合、大分県漁業協同組合

②九州内のゆうちょ銀行・郵便局（沖縄県を除く。）

※上記以外のゆうちょ銀行・郵便局ではじめて納入される場合は、右の「郵便局指定通知書」を納入される際にご提出ください。

※ゆうちょ銀行・郵便局については、納期限を過ぎると取扱いできない場合がありますので、ご注意ください。

③大分市役所 納税課（第2庁舎3階）

東部資産税事務所(鶴崎市民行政センター内)
西部資産税事務所(植田市民行政センター内)
大南、大在、坂ノ市、佐賀関、野津原、
明野の各支所

本神崎、一尺屋、今市の各連絡所

※支所・連絡所では、金融機関等の営業時間帯には近くの金融機関等での納入をお願いしております。

※納入書を利用した【スマートフォンアプリでの納入】、【クレジットカードでの納入】及び【Pay-easy（ペイジー）での納入】には対応していません。

(公印省略)

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行

支店・店長 殿
郵便局長

大 分 市 長

郵便局指定通知書

貴局・貴支店(店)を地方税法第321条の5第4項の規定により、当市の市
民税・県民税特別徴収税額の納入取扱局に指定しましたので通知します。

認可または承認番号

貯二業第696号

口座番号

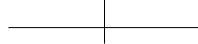
01960-3-960101

加入者の名称

大分市役所

取りまとめ局

福岡貯金事務センター
(郵便番号812-8794)



4 納期の特例について

納期の特例とは、地方税法の規定により、給与の支払いを受ける者が常時10人未満である事業所等の特別徴収義務者が、毎月徴収した特別徴収税額を年2回にまとめて納入することができる制度です。

納期の特例を希望する場合は、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」をご提出ください。

納期の特例の承認を受ける場合は次のことにご注意ください。

(1) 税額の納入

納期限は以下のとおりです。

徴収月	納期限
令和7年6月から令和7年11月分まで	令和7年12月10日(水) (11月分の納入書を使用してください。)
令和7年12月から令和8年5月分まで	令和8年6月10日(水) (5月分の納入書を使用してください。)

(2) 従業員からの徴収は毎月必ず行ってください。

(3) 従業員が異動(退職、休職、死亡、転勤等)した場合は、異動が生じた翌月10日までに異動届出書をご提出ください。

退職等の異動があった場合は特別徴収税額が変更となりますので、異動届出書をすみやかに提出してください。

(4) 税額変更通知書が届いた際は、必ず内容をご確認ください。

前述の異動があった場合のほかにも、年度の途中で特別徴収税額の変更が生じる場合があります。

税額変更通知書が届いた際は、対象者の徴収金額及び納入書の金額を訂正してください。

また、会計事務所等に特別徴収事務を依頼されている場合は、届いた税額変更通知書を会計事務所等へ渡してください。

(5) 人数が10人以上となった場合は届出が必要です。

納期の特例は給与の支払いを受ける者が常時10人未満である場合にのみ承認を受けられる制度です。

給与の支払いを受ける者が常時10人未満でなくなった場合には「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」を提出してください。

※「常時10人未満」とは、常時10人未満で営まれているもので、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者がある場合にはその人数を除いた人数が10人未満であることをいいます。

(6) 翌年度以降も納期の特例が適用されます。

納期の特例の承認を受けた場合、翌年度以降も納期の特例が適用されます。納期の特例を希望しなくなった場合は「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」を提出してください。

※届出の様式が必要な場合は、大分市のホームページからダウンロードしていただくか、市民税課までお問い合わせください。

ダウンロード方法:「特別徴収 届出」で検索→個人市民税・県民税及び森林環境税特別徴収に係る各種届出についてお知らせします→納期の特例に関する承認申請書(Excel・PDF)
納期の特例の要件を欠いた場合の届出書(Excel・PDF)

なお、eLTAX(エルタックス)でも手続きができます。詳細は、eLTAXホームページをご覧ください。

5 特別徴収事務について

(1) 退職・転勤等があった場合

特別徴収で納入している従業員が異動（退職、休職、死亡、転勤等）した場合は、異動が生じた翌月10日までに「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下、「異動届出書」といいます。）を提出してください。

「異動届出書」を提出されない場合は、異動した従業員の税額が滞納として取り扱われ、督促状等が送付されることがあります。また、従業員本人への納税通知書の発送が遅れてしまいますので、異動が生じた場合はすみやかに提出してください。

異動の種別		未徴収税額の徴収方法	記載例
退職等 ※育児休業・休職・長期欠勤等を含む。	従業員から一括徴収の申出がない場合	普通徴収：従業員本人に納税通知書を発送し、本人から大分市に納付していただきます。 ※本人死亡の場合は相続人	13ページ
	最後の給与又は退職手当等の額が未徴収税額に満たない場合		
	従業員が死亡した場合		
	従業員から一括徴収の申出がある場合	一括徴収：給与又は退職手当等を支払う際に、一括で徴収し、給与支払者から大分市に納入していただきます。	14ページ
	異動日が1月1日から4月30日の場合		
転勤（給与支払者が代わる場合）		特別徴収継続：転勤先の給与支払者に、引き続き徴収していただきます。	15ページ

(2) 住所誤報の場合

給与支払報告書の提出後に、1月1日現在の住所が大分市以外であったと判明した場合は「異動届出書」に住所誤報であることを記入して提出するとともに、正しい住所地へ給与支払報告書を提出してください。（記載例は16ページにありますので、ご参照ください。）

(3) 中途就職等があった場合

中途就職等により普通徴収から特別徴収に変更したい場合は「普通徴収から特別徴収への変更届出書」（以下、「変更届出書」といいます。）を提出してください。（記載例は17ページにありますので、ご参照ください。）

「変更届出書」が10日までに本市へ到着した場合は同月の25日頃、11日以降に到着した場合は翌月の25日頃に税額変更通知書を送ります。通知内容を確認したうえで給与天引きができるように特別徴収開始月を設定してください。

なお、普通徴収の納期限が過ぎた税額や過年度分につきましては、特別徴収へ変更できません。また、公的年金を受給されている方につきましては、特別徴収に変更できない場合があります。

参考：令和7年度 普通徴収の納期限

第1期：令和7年6月30日(月)	第2期：令和7年9月1日(月)
第3期：令和7年10月31日(金)	第4期：令和8年2月2日(月)

(4) 特別徴収義務者の所在地（送付先）・名称等に変更があった場合

特別徴収義務者の所在地や名称が変更された場合や特別徴収税額決定通知書等の送付先を変更される場合には、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。代表者のみの変更の場合は、提出の必要はありません。（記載例は18ページにありますので、ご参照ください。）

(5) 退職所得について

退職手当等の支払いを行った場合は、下表のとおり、受給者の区分に応じた書類を提出してください。（記載例は19ページにありますので、ご参照ください。）

受給者の区分		提出書類	特別徴収票 (所得税の退職所得の源泉徴収票と同一様式)	退職所得に係る通知書	納入申告書 (納入済通知書の裏面)
法人の役員※	課税あり		○	○	○
	課税なし		○	×	×
一般の従業員	課税あり		×	○	○
	課税なし		×	×	×

※会社その他法人（人格のない社団又は財団を含む。）の取締役、監査役、理事、監事、清算人又はその他役員（相談役及び顧問を含む。）のことをいいます。

※20ページ以降に各種様式を掲載していますので、コピーしてご利用ください。

大分市のホームページからもダウンロードできます。

ダウンロード方法：「特別徴収 届出」で検索→個人市民税・県民税及び森林環境税特別徴収に係る各種届出について
お知らせします→各種様式（Excel・PDF）

また、eLTAX（エルタックス）を利用して、「異動届出書」や「変更届出書」等の提出ができます。

eLTAX（エルタックス）が利用できる手続きと問い合わせ先については裏表紙をご覧ください。

6 個人番号（マイナンバー）について

地方税法施行規則の改正により、平成30年度分から書面により特別徴収税額決定通知書を送付する場合は、当分の間、「個人番号」及び「個人番号又は法人番号」の欄は記載しないこととなりました。

給与支払者（特別徴収義務者）は、個人番号の利用にあたって、適切な安全管理措置を講じる必要がありますのでご注意ください。

7 令和7年度市民税・県民税の主な改正点

住宅ローン控除の拡充

＜子育て世帯および若者夫婦世帯における借入限度額の上乗せ＞

子育て世帯（19歳未満の扶養親族を有する世帯）または若者夫婦世帯（夫婦のいずれかが40歳未満の世帯）が認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことないものの取得または買取再販認定住宅等の取得をして令和6年（2024年）中に入居する場合、令和4・5年に入居した時の住宅ローン控除の上限額等が維持されます。

注）「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅および省エネ基準適合住宅を指します。

＜新築住宅の床面積要件の緩和＞

合計所得金額1,000万円以下の者に限り、新築住宅の床面積要件を40平方メートル以上に緩和する措置について建築確認の期限が令和6年12月31日まで延長されます。

改正前（令和6年・7年入居）

新築・買取再販住宅	区分		借入限度額	控除上限額
	認定住宅等	省エネ基準適合住宅	3,000万円	21万円
		ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	24万5,000円
	認定住宅	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	4,500万円	31万5,000円



改正後（令和6年入居の場合）

新築・買取再販住宅	区分		借入限度額	控除上限額	
	認定住宅等	省エネ基準適合住宅	子育て世帯等	4,000万円	28万円
			それ以外	3,000万円	21万円
	認定住宅等	ZEH水準省エネ住宅	子育て世帯等	4,500万円	31万5,000円
			それ以外	3,500万円	24万5,000円
	認定住宅	認定長期優良住宅	子育て世帯等	5,000万円	35万円
		認定低炭素住宅	それ以外	4,500万円	31万5,000円

※令和7年入居の場合は、改正前と変更ありません。

※詳しくは、大分市ホームページの「令和7年度の市民税・県民税の主な税制改正についてお知らせします」をご覧ください。

8 外国人従業員の市民税等の納税について

市民税等は、1月1日時点で大分市に住所があり、前年中に一定額以上の所得があった人であれば、国籍を問わず大分市に納付する必要があります。1月2日以降に出国した外国人従業員も納税義務があります。

(1) 外国人従業員が退職して出国する場合

市民税等が未納にならないように、退職者の方に以下の方法にて納付していただきますようご案内をお願いします。

特別徴収義務者による納入	次に該当する場合は、退職時に残りの税額を一括徴収により納入してください。
	1月から5月までの間に退職する場合 6月から12月までの間に退職し、残りの税額の一括徴収について、本人から申出があった場合
納税管理人による納付	次に該当する場合は、出国する前に納税管理人(※1)を選任して、納期限内に納付してください。
	残りの税額を一括徴収せず、特別徴収から普通徴収に切り替える場合 1月から5月までの間に出国し、6月以降に新たに市民税等が課税される場合

※1 納税管理人とは、本人に代わって納税に関する一切の手続きを行う方をいいます。
なお、納税管理人に選任された場合も納税義務を負ったり、滞納処分を受けることはありません。

(2) 納税管理人の選任手続き

①納税管理人の選任	外国人従業員と相談し、会社の方や知人等を納税管理人に選任してください。
②納税管理人申告書の提出	出国が決まった日から10日以内に、大分市に提出してください。
③納税管理人の承認	大分市が納税管理人の承認をします。
④税額に相当する金額	外国人従業員は、税額に相当する金額(※2)を納税管理人に預けてください。
⑤納税通知書の送付	大分市から納税管理人あてに納税通知書を送付します。
⑥納税	納税管理人は納税通知書のとおり、期限内に納付してください。

※2 納税管理人は、外国人従業員から税額に相当する金額を預かっていただく必要があります。
出国時期が1月から5月までの場合には、新年度の税額が未定の場合がありますので、その際は課税資料をご用意のうえ、市民税課へお問い合わせいただければ税額を試算いたします。

※申告書が必要な場合は、大分市のホームページからダウンロードしていただくか、市民税課までお問い合わせください。
ダウンロード方法：「納税管理人」で検索→仕事で外国へ出国した場合、市民税・県民税・森林環境税はどうなりますか→納税管理人申告書(Excel)

9 特別徴収税額通知の受取方法について

(1) eLTAX（エルタックス）による特別徴収税額通知について

給与支払報告書をeLTAX（エルタックス）で提出する際に、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用・納税義務者用）の受取方法をそれぞれ下記のいずれかから選択できます。「電子データ」を選択した場合は、お知らせ等の通知を受け取るために「通知先アドレス」が必要です。通知先アドレスがない場合、電子データでの通知ができないことがあります。

■受取方法

電子データ	電子データをeLTAX（エルタックス）で受け取る
書面	紙を郵送で受け取る

＜納税義務者用の電子データ受け取りについて＞

- ① 従業員に電子的に配付（社内メールやメール等）できる特別徴収義務者のみ選択可能です。
- ② 必ず従業員の「受給者番号」を入力してください。（使用可能な文字に制限があります。）

※令和6年度より、電子記録媒体（光ディスク等）による副本通知については終了しています。給与支払報告書を光ディスク等で提出した場合は、紙（正本）を郵便でお送りします。

なお、令和7年度の当初税額通知のデータ送信につきまして、地方税共同機構より、処理の集中等の事情により、日数がかかる可能性があるとのことです。ご理解とご協力をお願いいたします。

(2) 受取方法の変更を希望する場合

eLTAX（エルタックス）で給与支払報告書を提出した際に指定した特別徴収税額通知の受取方法を変更する場合は、「給与支払報告書（訂正分）」の提出または大分市役所市民税課個人市民税特別徴収担当班（TEL 097-537-5731）までご連絡ください。

10 各種書類の記載例

《記載例》未徴収税額を普通徴収にする場合

給与支払報告 （特別徴収）に係る給与所得者異動届出書

特別徴収義務者指定番号と宛名番号を記入してください。

年度 ① 現年度		特別徴収義務者指定番号 8 0 0 0 0 0 0 0	
宛名番号 1		所属 人事課給与係	
担連当絡者先		フリガナ オオイタ ハナコ	
氏名 大分 花子		電話 097-XXX-XXXX 内線()	
電話		内線()	

(宛先) 大分市長 令和 7 年 9 月 4 日提出		所在地 〒870-0046 大分市荷揚町2番31号 フリガナ オオイタカブシキガイシャ	
給与支払者 (特別徴収)		氏名又は名称 大分株式会社	
個人番号又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	

給与所得者	フリガナ	オオイタ タロウ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
	氏名	大分 太郎															
	生年月日	昭和 55 年 5 月 5 日															
	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2															
	受給者番号																
	1月1日現在の住所	大分市〇〇町〇丁目〇番〇号															
異動後の住所	〇〇市〇〇町△丁目△番△号										180,000 円	6 月から 8 月まで	9 月から 5 月まで	7 年 8 月 31 日	1 退職・長期間の欠勤等による退職	3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
電話	090-XXXX-XXXX										円	円	円				

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先(特別徴収義務者)	特別徴収義務者指定番号	8 0 0 0 0 0 0 0	(ア) 税額決定通知書の「特別徴収税額」欄の数字を記入してください。	(イ) 何月から何月まで徴収したか、またその合計額を記入してください。	(ウ) (ア)の特別徴収税額から(イ)徴収済額を差し引いた額を記入してください。	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から番号を記入 1. 必要 2. 不要
	所在地						
	フリガナ						
氏名又は名称			絡先	電話	内線()		

普通徴収に変更する場合 該当する理由の番号を記入してください。

月31日までで、一括徴収の申出があったため 月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
---	---------------	-----------------------	--

3. 普通徴収の場合

理由	1 異動が令和 7 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市町村記入欄	入力	確認	宛名番号
	2 令和 年 月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため				
	3 死亡による退職であるため				

※給与所得者に異動があった場合は、翌月の10日までに提出してください。

※1月1日以降に退職される場合は、一括徴収してください。

《記載例》一括徴収する場合

給与支払報告 （特別徴収）に係る給与所得者異動届出書

特別徴収義務者指定番号と宛名番号を記入してください。

(宛先) 大分市長		給与支払者 （特別徴収義務者）	所在地	〒870-0046 大分市荷揚町2番31号		年度	① 現年度		特別徴収義務者指定番号	8 0 0 0 0 0 0 0										
令和 7 年 9 月 4 日提出			フリガナ	オオイタカブシキガイシャ				宛名番号		1										
			氏名又は名称	大分株式会社				担当 当 絡 者 先	所属	人事課給与係										
			個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		*個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載			フリガナ	オオイタ ハナコ										
								氏名	大分 花子											
								電話	097-XXX-XXXX 内線()											

給与所得者	フリガナ	オオイタ タロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名	大分 太郎							
	生年月日	昭和 55 年 5 月 5 日							
	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							
	受給者番号								
	1月1日現在の住所	大分市〇〇町〇丁目〇番〇号							
異動後の住所			180,000 円	6 月から 8 月まで	9 月から 5 月まで	7 年 8 月 31 日	1 1. 退職 2. 転職 3. 死亡 4. 専ら 5. 専ら 6. 専ら 7. 専ら 8. 専ら [事由・理由]	2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
電話	090-XXXX-XXXX								

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者指定番号											担当 当 者 連 絡 先	所属											新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。								
	フリガナ												フリガナ																			
	氏名												氏名																			
	電話												電話																			
											内線()											受給者番号										
																						納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	☐ 1. 必要 2. 不要 右から番号を記入									

2. 一括徴収の場合

理由	1 右から番号を記入	1. 異動が令和 7 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	9 月 19 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	135,000 円	左記の一括徴収した税額は、 9 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。
		2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため					

3. 普通徴収の場合

理由	☐ 右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市町村記入欄	入 力	確 認	宛 名 番 号
		2. 令和 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため				
		3. 死亡による退職であるため				

※給与所得者に異動があった場合は、翌月の10日までに提出してください。

※1月1日以降に退職される場合は、一括徴収してください。

給与支払報告
(特別徴収)に係る給与所得者異動届出書

特別徴収義務者指定番号と
宛名番号を記入してください。

給与支払報告
（特別徴収）に係る給与所得者異動届出書

年 度

宛名番号を記入してください。

① 現年度 ② 前年度 ③ 再前年度

(宛先)

大分市長

令和7年9月4日提出

〔
給与支払者
〕
特別徴収義務者

所在地

〒870-0046
大分市荷揚町2番31号

フリガナ

オオイタカブシキガイシャ

氏名又は名称

大分株式会社

個人番号
又は法人番号

11111111111111

←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者
指 定 番 号

8000000000

宛 名 番 号

1

担 連
当 緒
者 先

所 属

人 事 課 給 与 係

フリガナ

オオイタ ハナコ

氏 名

大 分 花 子

電 話

097-XXX-XXXX 内線()

給 与 所 得 者

フリガナ

オオイタ タロウ

氏 名

大 分 太 郎

生年月日

昭和55年5月5日

個人番号

222222222222

受給者番号

1月1日現在の住所

大分市〇〇町〇丁目〇番〇号

異動後の住所

電 話

090-XXXX-XXXX

(ア)特別徴収税額
(年税額)

216,000円

(イ)徴収済額

6月から8月まで54,000円

(ウ)未徴収税額
(ア)-(イ)

9月から5月まで162,000円

異 動
年 月 日

7年8月31日

異 動 の 事 由

2
1.退職・長
2.転任・少額不
3.死後・併所の
4.休職・合住そ
5.退社・支店移
6.転居・住所異
7.その他
8.
事由・理由

異 動 後 の 未 徴 収
税 額 の 徴 収 方 法

1
1.特別徴収継続
2.一括徴収
3.普通徴収
(本人納付)

1. 特別徴収継続の場合 (新しい勤務先)	特別徴収義務者 指 定 番 号	8 0 0 0 0 0 0 1 新規										法人番号										3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3										新しい勤務先へは、月割額 18,000 円を 9 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう <u>連絡済み</u> です。		
	所 在 地	〇〇県△△市〇〇町 X-X-X																		担 当 者 連 絡 先	所 属	総務課経理係												
	フリガナ	△△カブシキガイシャ																			フリガナ	オオイタ ジロウ												
	氏名又は名称	△△株式会社																			氏 名	大分 二郎												
																					電 話	〇〇〇-×××-×××× 内線()										受給者番号		
																																納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合		徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 新しい勤務先へ月割額の連絡ができない場合は、特別徴収継続ではなく普通徴収として提出してください。 (13ページ参照)
理由	☐ 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため ☐ 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日			
3. 普通徴収の場合					
理由	☐ 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため ☐ 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため ☐ 3. 死亡による退職であるため			※市町村記入欄	

※1月1日以降に退職される場合は、一括徴収してください。

《記載例》住所誤報の場合

給与支払報告 （特別徴収）に係る給与所得者異動届出書

特別徴収義務者指定番号と宛名番号を記入してください。

(宛先) 大分市長		給与支払者 （特別徴収義務者）	所在地	〒870-0046 大分市荷揚町2番31号		年度	1. 現年度	2. 前年度	3. 前年度
令和 7 年 9 月 4 日提出			フリガナ	オオイタカブシキガイシャ		特別徴収義務者指定番号	8 0 0 0 0 0 0 0		
			氏名又は名称	大分株式会社		宛名番号	1		
			個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		担当連絡者先	所属	人事課給与係	
						フリガナ	オオイタ ハナコ		
						氏名	大分 花子		
						電話	097-XXX-XXXX 内線()		

給与 所 正 誤	フリガナ	オオイタ タロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	
	氏名	大分 太郎								
	生年月日	昭和 55 年 5 月 5 日								
	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2								
	受給者番号									
	1月1日現在の住所	〇〇市〇〇町△丁目△番△号		180,000 円	6 月から 8 月まで	9 月から 5 月まで	年 月 日	7 右から 番号を 記入	1. 退職 2. 退職 3. 退職 4. 退職 5. 退職 6. 退職 7. 退職 8. 退職 事由・理由	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	異動後の住所	大分市〇〇町〇丁目〇番〇号			45,000 円	135,000 円				
	電話	090-XXXX-XXXX								

上段に「1月1日現在の正しい住所」
下段に「誤って報告した住所」
を記入してください。

給与所得者の給与から徴収し、大分市に納入済の税額を必ず記入してください。
なお、徴収済額は後日給与支払者（特別徴収義務者）へ還付します。

新しい勤務先へは、月割額 円を
月分（翌月10日納入期限分）から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号
納入書の要否
(新規の場合のみ記載)
1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	

3. 普通徴収の場合		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため	月 日	円	

大分市に異動届出書を提出するとともに、正しい住所地に給与支払報告書を提出してください。

※給与所得者に異動があった場合は、翌月の10日までに提出してください。
※1月1日以降に退職される場合は、一括徴収してください。

《記載例》

普通徴収から特別徴収への変更届出書

大分市の特別徴収義務者指定番号を記入してください。

(宛先) 大分市長 令和7年7月20日提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	フリガナ	オオイタカブシキガイシャ										特別徴収義務者指定番号	8000000000								新規		
		氏名又は名称	大分株式会社										担当者連絡先	所 属	人事課給与係									
		所在地(住所)	大分市荷揚町2番31号											フリガナ	オオイタ ハナコ									
		個人番号又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	氏 名	大分 花子								
												電 話	097-XXX-XXXX										()	

給 与 所 得 者	フリガナ	オオイタ イチロウ											納税通知書番号 (確認できない場合は記入不要です)		001122334455	
	氏 名	大分 一郎														
	個人番号	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	普通徴収切替期別		期別を○で囲んでください。 【 1 ・ ② ・ 3 ・ 4 】期 以降を切替希望	
	生年月日	大 ・ 昭 ・ ② 2 年 2 月 2 日														
	住 所	大分市 × × 町 ○ 丁 目 ○ 番 ○ 号											特別徴収開始月		9 月分(翌月10日納期限)から開始	
受給者番号	会社で設定したい場合のみ記載															

※普通徴収の納期限が過ぎた税額（届出書が納期限を過ぎて本市へ到着した場合を含む。）や過年度分につきましては、特別徴収へ変更できません。

※二重納付防止のため、納期限未到来分は納付しないようにお伝えください。

※公的年金を受給されている方につきましては、特別徴収に変更できない場合があります。

※「普通徴収から特別徴収への変更届出書」が10日までに本市へ到着した場合は同月の25日頃、11日以降に到着した場合は翌月の25日頃に税額変更通知書をお送りします。通知内容を確認したうえで給与天引きができるように特別徴収開始月を設定してください。

市 処 理 欄	月 _____ 円	合 計 額 _____ 円
	月から _____ 円	
	宛名番号 _____	
	入 力	確 認
	口 座 他所得	あり・なし あり・なし
	(	

《記載例》

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

大分市の特別徴収義務者指定
番号を記入してください。

(宛先) 大分市長 令和 7 年 10 月 1 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 870-XXXX 大分市△△町○丁目○番○号 大分ビルXX号										特別徴収義務者 指定番号	8 0 0 0 0 0 0 0										
		フリガナ	オオイタカブシキガイシャ											担連 当 絡 者 先	所 属	人事課給与係								
		氏名 又は名称	大分株式会社										フリガナ		オオイタ ハナコ									
		代 表 者	大分 三郎										氏 名		大分 花子									
				個人番号 又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	電 話	097-000-XXXX 内線()				
変 更 事 由 (番号を○で囲んでください)		① 本店移転登記 2. 送付先変更 3. 社名変更 4. 法人成り 前指定番号は () 5. 合併・営業譲渡 () と合併し、指定番号は () を使用する 6. その他 存続会社の名称() 指定番号()、消滅会社の名称() 指定番号() ()																						
※ 4. 法人成り、5. 合併・営業譲渡により指定番号が変更になる場合は、異動届出書の提出が必要です。 ※ 名称や住所の変更で、指定番号の変更がない場合は、変更前の納入書で納めることができます。 ◎ フリガナは誤読をさけるため必ずつけてください。																								
事 項	変 更 前										変 更 後													
フリガナ	オオイタシニアゲマチ										オオイタシ△△マチ													
所在地 (住所)	〒 870-0046 大分市荷楊町2番31号										〒 870-XXXX 大分市△△町○丁目○番○号													
フリガナ											オオイタビル													
かたがき 方 書 (ビル名、棟・室番号)											大分ビルXX号													
送 付 先 (所在地と異なる場合)	〒										〒													
フリガナ																								
氏名又は名称																								
電 話 番 号	097-XXX-XXXX										097-000-XXXX													
変更年月日	令和 7 年 9 月 30 日										登記上の本店所在地													
備 考																								

※この届出書を提出されましても、法人の異動届を提出したことにはなりませんのでご注意ください。

市 処 理 欄	入 力	確 認
	法人サイト更新 他課使用	(あり・なし) (あり・なし)

《記載例》

令和 7 年 7 月分 退職所得に係る通知書

特別徴収義務者 指定番号	8	0	0	0	0	0	0	0
-----------------	---	---	---	---	---	---	---	---

(宛先) 大 分 市 長 令和 7 年 8 月 1 日提出		退職手当等 の支払者	住 所 又は 所在地 大 分 市 荷 揚 町 2 番 31 号	退職者の 氏 名 (役職) 取締役 大 分 太 郎					
			氏 名 又は 名 称 大 分 株 式 有 限 公 司	生年月日	大 ・ 昭 ・ 平 55 年 5 月 5 日				
			担当者 氏 名 大 分 花 子	電 話	097-XXX-XXXX				
退職手当等にかかる勤続年数 -----▶ 1 日以上端数切り上げ		24 年 3 月 10 日間 勤続年数	25 年	退職区分	普通 ・ 障 害				
本 年 1 月 1 日 の 住 所		同 上							
区 分	勤 続 期 間	退職手当等の 支払年月日	支払金額	控除額	退職所得の金額 (1,000円未満切捨)	源 泉 徴 収	市民税・県民税の特別徴収 (100円未満切捨)		支払者の住所・所在地 氏名及び名称
							市 民 税	県 民 税	
退職 手 当 等 に 対 す る 税 額 等 の 計 算	①この通知書の 提出者が支払 う退職手当等	就 H13 年 4 月 1 日 退 R7 年 7 月 10 日	7 年 7 月 20 日	円 万円 14,223,632 1,150	円 1,361,000	円 69,479	円 81,600	円 54,400	
	②本年中に受け た他の退職手 当等	自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 日	円		円	円	円	
	③そ の 他	自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 日	円		円	円	円	
	④合 計			円 万円	円	円	円	円	
	⑤ ④のうち徴 収済の税額 ②+③					円	円	円	
	⑥差引納入額 ④-⑤					円 69,479	円 81,600	円 54,400	
前年以前4年内の 退職手当等について	自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 日	円 万円	円	円	円	円	円	

この通知書は退職所得を支払うこととなった日の翌月10日までに提出してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

		年 度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
(宛先) 大分市長		所在地		〒		特別徴収義務者 指 定 番 号		8	
令和 年 月 日提出		フリガナ				宛 名 番 号			
給与支払者 〔特別徴収者〕		氏名又は名称				担 連 当 絡 者 先		所 属 フリガナ	
		個人番号 又は法人番号				氏 名			
						電 話		内線()	
給 与 所 得 者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法
	氏 名								
	生年月日	年 月 日							
	個人番号								
	受給者番号								
	1月1日 現在の住所								
異動後の 住所									
電 話			円	円	円	年 月 日	1. 退職 2. 転職 3. 死亡 4. 専断 5. 少額 6. 支払 7. 合併 8. 住所 の 変更 理由	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	

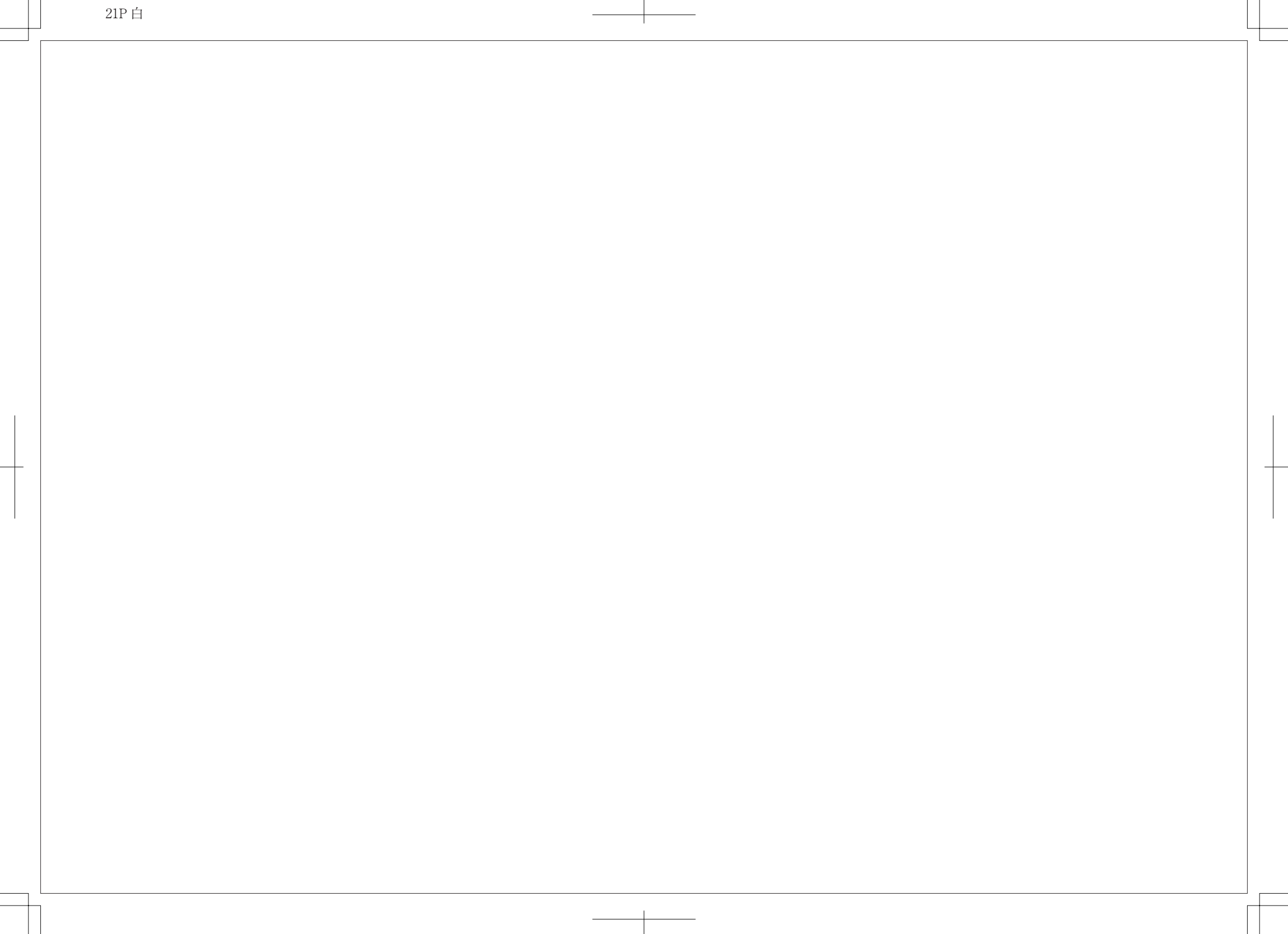
1. 特別徴収継続の場合									
新 しい 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	8	新規		法人番号				
	所在地	〒				担 当 者 連 絡 先	所 属		
	フリガナ					フリガナ			
	氏名又は名称					氏 名			
						電 話	内線()		
新しい勤務先へは、月割額_____円を _____月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。									
	受給者番号								
	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要						

2. 一括徴収の場合									
理 由	☐ 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため ☐ 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、				
		月 日	円		☐ 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。				

3. 普通徴収の場合									
理 由	☐ 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため ☐ 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため ☐ 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄	入 力	確 認	宛 名 番 号				

※給与所得者に異動があった場合は、翌月の10日までに提出してください。

※1月1日以降に退職される場合は、一括徴収してください。



給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

		年 度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度															
(宛先) 大 分 市 長		〔 特別 義務 者 〕 給与支払者	所 在 地	〒						特別徴収義務者 指 定 番 号	8												
令和 年 月 日提出			フリガナ							宛 名 番 号													
			氏名又は名称							担 連 当 絡 者 先	所 属												
			個人番号 又は法人番号															フリガナ					
										氏 名							電 話	内線()					
給 与 所 得 者	フリガナ							(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法										
	氏 名																						
	生年月日	年 月 日																					
	個人番号																						
	受給者番号																						
	1月1日 現在の住所																						
	異動後の 住所																						
電 話							円	円	円	年 月 日	1. 退職 2. 退職 3. 退職 4. 退職 5. 退職 6. 退職 7. 退職 8. 退職 理由	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)											

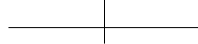
1. 特別徴収継続の場合										新しい勤務先へは、月割額_____円を _____月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう <u>連絡済みです</u> 。													
新 しい 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	8								新規		法 人 番 号											
	所 在 地	〒										担 当 者 連 絡 先	所 属										
	フリガナ												フリガナ										
	氏名又は名称												氏 名										
												電 話	内線()						受給者番号				
																			納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	_____ 1. 必要 2. 不要			

2. 一括徴収の場合										左記の一括徴収した税額は、 _____月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。									
理 由	_____ 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため								徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)							
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため								月 日		円							

3. 普通徴収の場合										※市町村記入欄									
理 由	_____ 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため								入 力		確 認		宛 名 番 号					
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため																	
		3. 死亡による退職であるため																	

※給与所得者に異動があった場合は、翌月の10日までに提出してください。

※1月1日以降に退職される場合は、一括徴収してください。



普通徴収から特別徴収への変更届出書

(宛先) 大 分 市 長 令和 年 月 日提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	フリガナ											特別徴収義務者 指定番号	8								新規		
		氏名 又は 名称											担当者 連絡先	所 属										
		所在地 (住所)												フリガナ										
		個人番号 又は法人番号																	氏 名					
												電 話									内線()			

給与所得者	フリガナ		納税通知書番号 (確認できない場合は記入不要です)	
	氏名			
	個人番号		普通徴収切替期別	期別を○で囲んでください。 【 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 】期以降を切替希望
	生年月日	大・昭・平年　月　日		
	住　所		特別徴収開始月	月分(翌月10日納期限)から開始
	受給者番号	会社で設定したい場合のみ記載		

※普通徴収の納期限が過ぎた税額（届出書が納期限を過ぎて本市へ到着した場合を含む。）や過年度分につきましては、特別徴収へ変更できません。

※二重納付防止のため、納期限未到来分は納付しないようにお伝えください。

※公的年金を受給されている方につきましては、特別徴収に変更できない場合があります。

※「普通徴収から特別徴収への変更届出書」が10日までに本市へ到着した場合は同月の25日頃、11日以降に到着した場合は翌月の25日頃に税額変更通知書をお送りします。通知内容を確認したうえで給与天引きができるように特別徴収開始月を設定してください。

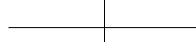
市 処 理 欄	月 _____ 円		合 計 額 _____ 円
	月から _____ 円		
	宛名番号 _____		
	入 力		確 認
	_____		_____
(	口 座 他所得		あり・なし あり・なし
	)		



[illegible]

給与 所得者	フリガナ		納税通知書番号 (確認できない場合は記入不要です)		
	氏名				
	個人番号			普通徴収切替期別	期別を○で囲んでください。 【１・２・３・４】期以降を切替希望
	生年月日	大・昭・平年　月　日			
	住所			特別徴収開始月	月分(翌月10日納期限)から開始
	受給者番号	会社で設定したい場合のみ記載			

市 処 理 欄	月 _____ 円		合 計 額 _____ 円
	月から _____ 円		
	宛名番号		
	入 力		確 認
	口 座 他所得		あり・なし あり・なし
	()		

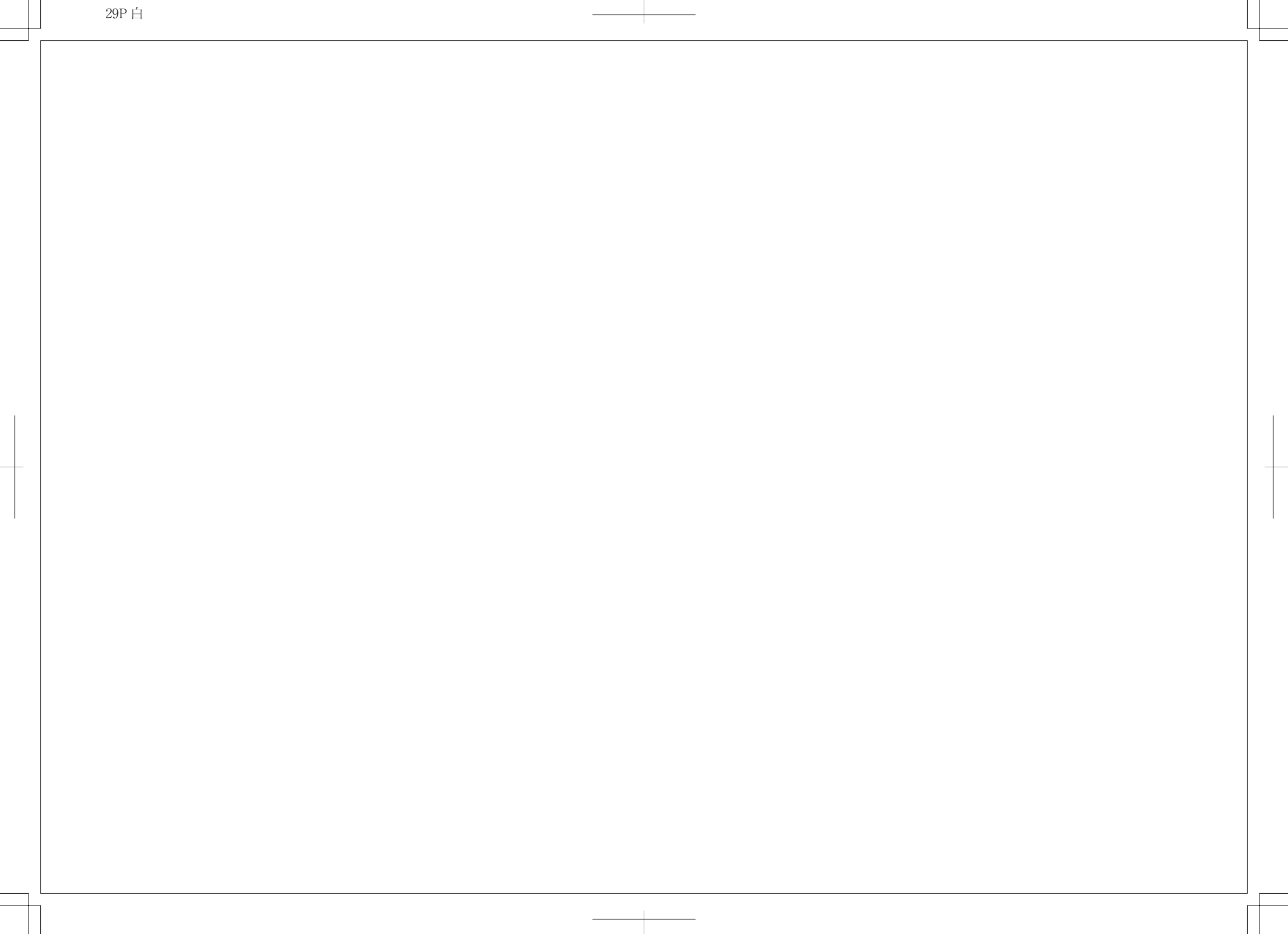


特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

(宛先) 大 分 市 長 令和 年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒												特別徴収義務者 指定番号		8						
		フリガナ													担 連 当 絡 者 先	所 属							
		氏名 又は名称														フリガナ							
		代 表 者														氏 名							
		個人番号 又は法人番号															電 話	内線()					
変 更 事 由 (番号を○で囲んでください)	1. 本店移転登記 2. 送付先変更 3. 社名変更 4. 法人成り 前指定番号は() 5. 合併・営業譲渡 ()と合併し、指定番号は()を使用する 6. その他 存続会社の名称() 指定番号()、消滅会社の名称() 指定番号() ()																						
※ 4. 法人成り、5. 合併・営業譲渡により指定番号が変更になる場合は、異動届出書の提出が必要です。 ※ 名称や住所の変更で、指定番号の変更がない場合は、変更前の納入書で納めることができます。 ◎ フリガナは誤読をさけるため必ずつけてください。																							
事 項	変 更 前												変 更 後										
フリガナ																							
所在地 (住所)	〒												〒										
フリガナ																							
かたがき 方 書 (ビル名、棟・室番号)																							
送 付 先 (所在地と異なる場合)	〒												〒										
フリガナ																							
氏名又は名称																							
電 話 番 号																							
変更年月日	令和 年 月 日	登記上の本店所在地																					
備 考																							

※この届出書を提出されましても、法人の異動届を提出したことにはなりませんのでご注意ください。

市 処 理 欄	入 力	確 認
	法人サイト更新 他課使用	(あり・なし) (あり・なし)

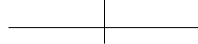


令和 年 月分 退職所得に係る通知書

特別徴収義務者 指定番号	8								
-----------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

(宛先) 大 分 市 長 令和 年 月 日提出		退職手当等の 支払者	住 所 又は 所在地				退職者 の氏名	(役職)		
			氏 名 又は 名 称							
				担当者 氏名		電 話		生年月日	大・昭・平 年 月 日	
退職手当等にかかる勤続年数 -----▶1日以上端数切り上げ		年 月 日間 勤続年数	退職区分	普 通 ・ 障 害		本 年 1月1日 の 住 所				
区 分	勤 続 期 間	退職手当等の 支払年月日	支払金額	控除額	退職所得の金額 (1,000円未満切捨)	源 泉 徴 収	市民税・県民税の特別徴収 (100円未満切捨)		支払者の住所・所在地 氏名及び名称	
							市 民 税	県 民 税		
退職 手 当 等 に 対 す る 税 額 等 の 計 算	①この通知書の 提出者が支払 う退職手当等	就 年 月 日 退 年 月 日	年 月 日	円	万円	円	円	円	円	
	②本年中に受け た他の退職手 当等	自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 日	円			円	円	円	
	③そ の 他	自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 日	円			円	円	円	
	④合 計			円	万円	円	円	円	円	
	⑤ ④のうち徴 収済の税額 ②+③						円	円	円	
	⑥差引納入額 ④-⑤						円	円	円	
前年以前4年内の 退職手当等について	自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 日	円	万円	円	円	円	円		

この通知書は退職所得を支払うこととなった日の翌月10日までに提出してください。





申告・納税は、便利で手軽なeLTAX【エルタックス】を、ご利用ください。

■申告できる税目

税 目	手 続 き
個人市民税 ・県民税 (特別徴収)	★次の書類等の提出 ●給与支払報告書 ●公的年金等支払報告書 ●給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 ●退職所得に係る納入申告書 ●退職所得の源泉徴収票・特別徴収票 ●特別徴収への切替依頼書 ●特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 ●納期の特例に関する承認申請書 ●納期の特例の要件を欠いた場合の届出書
個人市民税 ・県民税(普通徴収)	★次の書類等の提出 ●租税条約に伴う市民税・県民税の届出書
法人市民税	★次の書類等の提出 ●予定申告書 ●中間申告書 ●確定申告書・修正申告書など ●法人設立・異動届
固定資産税 (償却資産)	★次の書類等の提出 ●償却資産申告書 ●修正申告書
事業所税	★次の書類等の提出 ●事業所税の申告書 ●修正申告等の申告書 ●事業所用家屋貸付等申告書 ●事業所等新設・廃止申告書
市たばこ税	★次の書類等の提出 ●市たばこ税の申告書 ●修正申告書
入 湯 税	★次の書類等の提出 ●入湯税の申告書 ●特別徴収義務者経営申告書

■納税できる税目

- 個人市民税・県民税（特別徴収） ●法人市民税 ●事業所税 ●市たばこ税 ●入湯税
- 個人市民税・県民税（普通徴収） ●固定資産税・都市計画税 ●固定資産税（償却資産） ●軽自動車税（種別割）

※地方税共通納税システムとは、eLTAX（エルタックス）を利用して、すべての地方公共団体に対して電子納税ができる仕組みです。インターネットバンキングやダイレクト納付、クレジットカードによる納付といった納付方法により、金融機関の窓口に出向くことなく複数の地方公共団体へ一括して納税することができます。

※税目によって、手続き方法が異なります。詳細は下記のeLTAXホームページをご覧ください。

■ご利用の流れや手続き方法などの詳細

eLTAXホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

なお、eLTAX（エルタックス）のご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

eLTAXホームページの「よくあるご質問」：<https://eltax.custhelp.com/>

